

F S C 中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、F S C[®] 中核的労働要求事項の適用にあたり、国内法令により定められている権利及び義務を考慮し、次の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

あらゆる形態においても、不当労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

結社の自由及び労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

制定：2023年1月1日

三島運輸株式会社
代表取締役社長 川崎直人